別表第二名古屋国際学校の項の次に次のように加える。

京都インターナショナルユニバーシティー	京都府	高等部の第一学年から第三学年までの課程に限る。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年四月一日から適用する。

○農林水産省告示第九百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町竹崎六四四、六四五の一、六四五の二、六四六、六五四、一七五九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

竹崎六四四、六四五の一、六四五の二、六五四、一七五九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県出雲市上島町字赤池一三六六、字山根三八七二、三八七四の一から三八七四の四まで、三八七五、三八七六の一から三八七六の三まで、三八七七から三八七九まで、三八八一、三八八四の一、三八八四の二、三八八五、三八八六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

旭町和田八二三の五、八二五の一、八二五の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町和田五の二、八二三の五、八二五の一、八二五の二、一四六八（次の図に示す部分に限る。）、一四六八の一、一四六八の二、一四六八の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字十二原一九四九、一九五二の一、一九五三の一、五二三三の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字磐戸字小割目甲一八八、乙一八八、一八九から一九一まで、字久保道上一九六、一九七の一、一九七の二、一九八、二二六の一、二二六の二、利根郡みなかみ町下津字十二原一九四九、一九五二の一、一九五三の一、五二三三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字十二原一九四九、一九五二の一、一九五三の一、五二三三の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　群馬県高崎市倉渕町川浦字北上ノ山二二九二の一、二二九四の二、二三〇〇、二三五三から二三五五まで

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町羽場字深田二一八二、二一八三の一、二一八三の二、二一八七、二一九六、二一九七

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに高崎市役所及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町須川字駒尻二一三四の一、二一三五の一、字高平二一三六の一、渋川市赤城町溝呂木字笹原一〇九九（次の図に示す部分に限る。）、一一〇〇の一、一一〇〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）